

# 火災ごみ減免申請手続から搬入まで

本申請は火災ごみ処分費用の減免措置をするものであり、解体・運搬費用を減免、補助するものではありません。

- \* 家庭から排出される家庭系一般廃棄物のみを減免対象としており、事業系一般廃棄物または産業廃棄物（解体工事によって生じた廃棄物等）は対象ではありません。
- \* 減免対象の範囲は、り災証明書の「り災物件及びり災程度」の記載部分から発生した廃棄物になります。詳細については、現場立会時に説明します。

減免申請を行う際は、八戸市市民環境部清掃事務所（TEL.27-4511）にご連絡ください。



